

第8章 ペイオフと決済機能の安定確保のための方策について

・ペイオフについて

平成8年度から13年度までの6年間、預金保険制度において全額保護の特例措置が講じられていたが、平成14年4月以降、流動性預金（当座預金・普通預金・別段預金）を除いて原則に戻り、預金保険で保護される預金の範囲は元本1,000万円までとその利息等となっている。

平成15年4月以降は、流動性預金（当座預金、普通預金、別段預金）についても全額保護の特例が終了し、原則に戻ることとされていたが、平成14年9月30日、総理から説示（資料8-1参照）がなされ、構造改革を加速させるための政策強化を行い、政府・日銀一体となってデフレ克服に取組み、平成16年度には不良債権問題を終結させるとの方針が示された。これを受け、10月7日、「ペイオフについては、決済機能の安定確保のための制度面での手当を行い、解禁の準備を整えるが、その実施は金融システムの安定確保の観点から、不良債権問題が終結した後の平成17年4月からとしたい」との金融担当大臣談話（資料8-2参照）が公表され、そのための所要の法律案を国会に提出するとの方針が示された。

その後、10月25日、上記方針を盛り込んだ「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、12月11日に成立し、12月18日に公布、平成15年4月1日より施行されている（資料8-3参照）。

・決済機能の安定確保のための方策について

1. 概要

平成14年8月、金融審議会は決済機能の安定確保のための方策についての検討を行い、9月5日に金融審議会答申「決済機能の安定確保のための方策について」を取りまとめた。

同答申においては、金融機関の破綻時にも各経済主体が決済を円滑・確実に完了できるよう、決済のためのセーフティネットとして、現金以外に安全確実な決済手段を確保するため、

金融機関破綻時にも全額保護される預金（決済用預金）を制度として用意すること、

決済途上にある取引を完了させるための措置を講じること、
が必要であるとの考え方が示された。

その後、ペイオフ解禁を平成17年4月からとするための措置とあわせ、上記答申の考え方を具体化した措置を盛り込んだ「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、12月に成立している（上記 参照）。

2．決済用預金について

流動性預金の全額保護という特例措置終了後も、金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息については保護されるため、個人を中心とした多くの預金者にとっては、実際上、決済資金の大部分は保護されている。しかし、大口取引のために預け入れられた1,000万円を超える決済資金については、決済を履行できない状況が生じることも考えられる。

今回の法改正によって、金融機関の破綻時においても全額保護される決済用預金の制度（注）を設けることにより、こうした大口取引のために預金に預け入れられた決済資金についても安全確実な決済手段を提供することとなり、3．で述べる仕掛かり中の決済の履行の確保と相まって、決済機能の安定確保が図られることとなる。

（注）下記の要件のすべてに該当する預金を「決済用預金」とする。

要求払いであること

通常必要な決済サービスを提供できること

金利を付さないこと

3．仕掛かり中の決済の履行の確保

これまでは、決済用資金が預金保険制度による保護対象とならない勘定（仮受金、金融機関預金等）に経理されている場合には、金融機関の破綻時以降は、当該決済用資金は決済に用いることができないこととなっていた。

このため、今回の法改正において、金融機関が破綻前に依頼を受けた振込みなど（仕掛かり中の決済）に係る債務についても、全額保護される決済用預金に係る債務とみなし、決済の履行が確保されるよう手当が行われたところである。